

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者又は外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・ 外貨建て債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価(購入対価・売却対価)のみを受払いいただきます。
- ・ 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金利、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じる恐れがあります。

〈市場が変動するリスク〉

- ・ 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準 n 変化に対応して変動します。利子の適用利率が固定利率の場合、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがあります。利子の適用利率が変動利率の場合には、利子の変動するという特性から、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- ・ 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

〈為替相場に関するリスク〉

- ・ 外貨建て債券の円換算した価値は、為替相場が変動することにより、円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ・ 外貨建て債券の売買や償還金及び利子の決済に際して、日本円等の建て通貨以外の通貨での決済が予め取り決められている場合、売却時あるいは償還時等の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。

- ・ 通貨の規制が設けられている場合は、償還金及び利子のその他通貨への交換や送金ができないことがあります。

外貨建て債券の発行者又は外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります。

〈発行者等の信用状況の変化に関するリスク〉

- ・ 外貨建て債券の発行者又は外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、外貨建て債券の市場価格が変動することによって売却損が生じるおそれがあります。
- ・ 外貨建て債券の発行者又は外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いの停滞もしくは支払不能の発生又は特約により額面の切下げや株式への転換等が生じた場合、投資額の全部又は一部を失ったり、償還金に代えて予め定められた株式と調整金又はいずれか一方で償還された場合、当該株式を換金した金額と調整金の合計額が額面又は投資額を下回るおそれがあります。また、額面の一部が切り下げられた場合には、その後の利子の支払いは切り下げられた額面に基づき行われることとなります。したがって、当初予定していた利子の支払いを受けられない場合があります。
- ・ 金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合等には、本債券の発行者又は本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者等の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督庁の権限で、債権順位に従って額面の切下げや株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は本債券の発行者又は本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者等の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- ・ 主要な格付け会社により「投機的要素が強い」とされる格付けが付与されている債券については、当該発行者等の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度が上位の格付けを付与されたものと比べ、より高いといえます。

〈償還金及び利子の支払いが他の債務に劣後するリスク〉

- ・ 弁済順位が他の債務に劣後する特約が付されている債券については、劣後事由が発生した場合には、弁済順位が上位と位置付けられる債務が全額弁済された後に償還金及び利子の支払いが行われることとなります。劣後事由とは破産宣告、会社更生法に基づいた会社更生手続きの開始、民事再生法に基づく民事再生手続きの開始、外国において上記に準ずる手続きが取られた場合となります。

その他のリスク

〈適用利率が変動するリスク〉

- ・ 外貨建て債券の利子の適用利率が変動利率である場合、各利率基準日に指標金利を用い

た一定の算式に従って決定されます。このため利子の適用利率は、各利率基準日の指標金利により変動し、著しく低い利率となるおそれがあります。

〈金融指標が算出されない等のリスク〉

- ・ 運用利率等が金融指標を参照して決定される外貨建て債券において、将来参照される金融指標の算出がなされなくなる等の場合、参照する金融指標又は当該金融指標に基づく適用利率等の決定方法が変更される可能性があります。その場合、当初予定していた経済効果が得られないおそれがあります。
- ・ 後継金利への移行方法が未定の債券については(いわゆるフォールバック条項が未導入)、今後、適用法制及び契約書に基づいて、発行者が定める手続き(社債権者集会や決済機関を通じた通知等)に従い後継金利により、当初想定していた経済効果が得られないおそれがあります。

〈流動性に関するリスク〉

- ・ 新興国通貨は、米国市場若しくは欧州市場など特定の市場が取引の中心となっています。そのため、当社における新興国通貨建て債券の取引については、新興国以外の通貨建て債券に比べて流動性は低くなっています。
- ・ 外貨建て債券は、市場環境の変化により外貨建て債券の流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。

企業内容等の開示について

- ・ 外貨建て債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6(書面による金融商品取引契約の解除条項)の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について

- ・ 当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付けに関する説明書」をご覧ください。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券(一部を除く)。の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課せられている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益等は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債(割引の方法により発行された公社債、分離元本公社債、分離利子公社債及び発行価格が額面金額の 90%以下である利付公社債という)の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債(割引の方法により発行された公社債、分離元本公社債、分離利子公社債及び発行価格が額面金額の 90%以下である利付公社債をいう)の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券(一部を除く。)の利子に外国源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債(我が国の振替制度に基づいて管理されるペーパーレス化された債券をいいま

す。)である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の3営業日前から前営業日までの3日間を受渡日とするお取引は原則できません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引できない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ(<https://www.jsda.or.jp/shijo/foreign/meigara.html>)に掲載されている外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

当社の概要

商号等	デジタルアセット証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 201 号
本店所在地	〒102-0073 東京都千代田区九段北1-6-4 日新ビル 3F
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センタ ー
資本金	1 億円(2022 年 10 月 3 日現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月日	2001 年 2 月
連絡先	03-6273-4201

ご意見、苦情等のご連絡窓口

住所	〒102-0073 東京都千代田区九段北1-6-4 日新ビル 3F
電話番号	03-6273-4391 月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:30

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

住所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1 号
電話番号	0120-64-5005 月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00